

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、止むを得ない。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存在決定の取り消しを求める。

公文書公開請求日：平成24年3月17日（平成24年3月19日受付）

請 求 内 容：平成20年9月26日から平成21年3月31日までの名張中学校で行われた職員会議の内容が記録されたもの（緊急会議も含む）

実施機関の処分：平成24年3月27日付名教学教第2915号（不存在決定）

3 異議申立て理由

名張中学校の職員会議では、当番の書記が記録し、当番の司会が記録内容を確認した後、教頭、校長に提出することになっている。第14回会議録がないことに納得できないため不存在決定処分の取り消しを求める。

4 審査会の判断

（1）基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

（2）本決定について

当審査会は実施機関に対し聴取を行うとともに実施機関に対し不存在書類の記録者の特定および電子データの確認ならびに名張中学校の文書管理について当時の名張中学校の校長や教頭および生徒指導担当教諭や事務職員などに聞き取り等の再調査をする旨を依頼した。その結果、事項書の電子

データが見つかった旨、当審査会に報告があったが、事項書の年度が間違っていたことから、当時在籍していた教職員全てに聴き取りを行うとともに、文書管理棚の周辺も含め再々調査を依頼した。その結果、事項書の電子データは見つかったが公文書公開請求のあった第14回会議録に該当するものは見つからなかったとのことであり、実施機関の不存在決定は止むを得ないものと判断する。

したがって、実施機関の行った決定は妥当といわざるをえない。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

5 審査会の意見

実施機関の文書管理は、名張市教育委員会事務局組織及び処務規則で定められた管理を行っていなかったことから、異議申立人の請求に係る文書の決裁その他事務処理の経緯が不明確となっている。実施機関は、市民に対する説明責任の観点からも、名張市教育委員会事務局組織及び処務規則その他の規定に従い、今後文書管理を徹底されたい。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 4月16日	諮問書受理
平成24年 6月18日	第53回名張市情報公開審査会 審査
平成24年 6月28日	異議申立人へ審査会出席希望者名簿の提出依頼
平成24年 7月 3日	異議申立人から審査会出席希望者名簿の提出
平成24年 8月 7日	第54回名張市情報公開審査会 審査 異議申立人からの意見聴取
平成24年 9月11日	実施機関へ審査会出席依頼
平成24年 9月24日	第55回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成24年10月 3日	実施機関からの再調査報告書提出
平成24年10月30日	実施機関へ審査会出席依頼
平成24年11月19日	第56回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成24年12月12日	実施機関へ審査会出席依頼
平成24年 1月21日	第57回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成25年 2月 4日	第58回名張市情報公開審査会 答申

7 審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	筒井 琢磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前田 定孝	三重大学人文学部准教授
委員	大塚 耕二	三重弁護士会 弁護士
委員	三宅 裕一郎	三重短期大学法経科准教授
委員	國富 静代	名張市人権擁護委員